

被災者生活再建支援制度について

東日本大震災で被災された皆様の生活再建を支援するための制度です。住宅の被害の程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

1 支給の対象となる方

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

2 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。(※世帯人数が1人の場合は、該当金額が3/4の額となります)

(1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

被害程度	全壊	解体	大規模半壊
複数世帯支給額	100万円	100万円	50万円
単身世帯支給額	75万円	75万円	37.5万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
複数世帯支給額	200万円	100万円	50万円
単身世帯支給額	150万円	75万円	37.5万円

3 必要書類等

(1) 基礎支援金

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② り災証明書・身分証明書
- ③ 預金通帳の写し(※申請者(世帯主)の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)
- ④ 「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」

※被災時石巻市に住民登録がなかった方は【平成23年3月1日時点の住民票】と【石巻市に住っていたことがわかる居住証明書(公共料金の領収書など)】が必要です

(2) 加算支援金

上記の必要書類のほかに住宅を建設、購入、賃借及び補修するときの契約書等の写し

※補修…【工事契約書】又は【見積書と領収書】又は【請求書と領収書】でも可

※賃借…3月11日以前からの契約の場合、3月11日以降の公共料金の領収書の写し

4 受付場所等

- (1) 受付期限 基礎支援金 平成30年4月10日(火)まで
加算支援金 平成32年4月10日(金)まで(1年間の再延長となりました)
- (2) 受付場所 市役所3階36番窓口、各総合支所 保健福祉課(各支所を除く)
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで

5 問い合わせ先

福祉部 生活再建支援課 TEL0225-95-1111(内線4764)

《注 意》

- 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- 単身世帯の方が支給を受ける前(申請後を含む)に亡くなられた場合は、支給されません。
- 加算支援金の申請は補修から建設・購入への変更は原則できません。